

初診・再診時における選定療養費の改定について

保険医療機関相互間の機能の分担及び連携の推進のため、一般病床が200床以上の地域医療支援病院においては、紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務づけられております。

当院を受診される際は、かかりつけ医の紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただきますよう、お願いいたします。

また、令和4年度の診療報酬改定に基づき、以下のとおり選定療養費にかかる金額が改定となりますので、ご承知おきください。

【令和4年10月1日以降の選定療養費】

選定療養費の種類	対象の方	金額（税込）
初診時 選定療養費	初診時（※）に他の医療機関からの紹介状を持たずに受診された方	5,000円→ <u>7,000円</u>
再診時 選定療養費	当院から他の医療機関へ紹介後、紹介状を持たずに患者様のご希望で当院を受診された方	2,500円→ <u>3,000円</u>

※初診時とは、当院を初めて受診される場合のほか、当院に半年以上受診されていない方（予約にかかる受診は除く）や当院を受診した方で当該疾病が治癒（終診）している方の受診等を含みます。

独立行政法人国立病院機構神奈川病院